

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金
交付要綱実施細目

	平成 21 年 1 2 月 7 日
	21 福保子計第 4 7 5 号
	少子社会対策部長決定
(一部改正)	平成 24 年 3 月 3 0 日
	23 福保子計第 8 9 5 号
	少子社会対策部長決定
(一部改正)	平成 25 年 7 月 8 日
	25 福保子計第 2 2 2 号
	少子社会対策部長決定
(一部改正)	平成 26 年 1 1 月 1 4 日
	26 福保子計第 6 4 7 号
	少子社会対策部長決定
(一部改正)	平成 27 年 9 月 8 日
	27 福保子計第 2 9 0 号
	少子社会対策部長決定
(一部改正)	平成 28 年 9 月 3 0 日
	28 福保子計第 8 1 9 号
	少子社会対策部長決定
(一部改正)	令和 3 年 6 月 2 3 日
	3 福保子計第 3 2 5 号
	少子社会対策部長決定
(一部改正)	令和 4 年 1 1 月 1 4 日
	4 福保子計第 8 0 2 号
	少子社会対策部長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金交付要綱（平成 21 年 1 2 月 7 日付 21 福保子計第 4 7 5 号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第 1 交付要綱別表 5（第 5 条関係）の別に定める補助対象面積、補助単価及び補助基準額は、次のとおりとする。

1 耐震改修費補助

(1) 補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震改修を実施する延べ面積（㎡）とする。

(2) 補助単価

ア 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの
補助単価は、56,300円/m²とする。

イ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの
補助単価は、51,200円/m²とする。

2 仮施設整備費補助

補助基準額は施設種別ごとに、別表のとおりとする。

3 土地借料補助

補助基準額は、一施設あたり、3,000,000円とする。

第2 交付要綱別表5（第5条関係）の別に定める基準は、次のとおりとする。

1 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行。以下「新耐震基準」という。）前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「I_s値」という。）が0.3に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「q値」という。）が0.5に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_s値がおおむね0.7を超え、かつq値が1.0を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物で、木造の構造耐震指標（以下「I_w値」という。）が0.7に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_w値がおおむね1.1を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

2 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

前項の基準に満たない建物のうち、建築基準法における新耐震基準前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造のI_s値が0.7に満たないこと、若しくはq値が1.0に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI_s値がおおむね0.7を超え、かつq値が1.0を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物で、I_w値が0.7以上、1.1

に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係る I_w 値がおおむね 1.1 を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

附 則

この細目は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、平成 27 年 9 月 8 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、平成 28 年 9 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、令和 3 年 6 月 23 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、令和 4 年 11 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

1 保育施設

	定員数	補助基準額
保育所 認証保育所（A型及びB型） 家庭的保育事業等実施場所 病児対応型・病後児対応型 実施場所 家庭的保育事業実施場所 小規模保育事業実施施設 事業所内保育事業実施施設 認可外保育施設（居宅訪問 型保育事業を除く）	20名以下	3,212,000円
	21～30名	3,920,000円
	31～40名	4,752,000円
	41～70名	6,600,000円
	71～100名	9,900,000円
	101～130名	11,880,000円
	131～160名	14,850,000円
	161～190名	16,236,000円
	191～220名	18,942,000円
	221～250名	21,648,000円
	251名以上	24,354,000円

2 児童入所施設

	補助基準額（定員一人あたり）
乳児院	370,000円
母子生活支援施設	1,370,000円
児童養護施設	580,000円
助産施設	660,000円
婦人保護施設	790,000円
自立援助ホーム	660,000円
小規模住居型児童養育事業所 （ファミリーホーム）	660,000円

※母子生活支援施設及び婦人保護施設については、「1人当たり」を「1世帯当たり」と読みかえる。

3 児童厚生施設等

	補助基準額（一施設あたり）
児童厚生施設	30,900,000円
学童クラブ・子育てひろば（一般型及び連携型）	1,322,000円

